



平成 31 年 1 月 11 日

報道機関 各位

国立市役所市長室広報・広聴係

**上場株式等に係る配当所得等に関する
住民税の税額算定誤りについて
(報告)**

本件について、先般、上場株式等に係る配当所得等（以下、「配当所得等」という。）に関する住民税の税額算定誤りについて、市では第一報（平成 30 年 10 月 29 日付）をお知らせいたしました。

その後の内部調査により判明しました対象者・税額算定等の結果および今後の対応について、下記のとおりご報告いたします。

問い合わせ
国立市政策経営部
課税課長 山 田
TEL: 042-576-2111 (内線 110)



記

1. 本件の経緯

住民税の税額は、原則として、確定申告書が提出されれば、その内容に基づいて算定しますが、平成15年の地方税法関係規定の改定により、平成17年度以降、配当所得等に関する確定申告書が住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、住民税の税額算定に算入できないこととされました。

本市においては法解釈を誤り、引き続き確定申告書に基づき住民税の算定を行っていました。

2. 対象者

住民税の納税通知書送達後に、配当所得等に関する確定申告書を提出された方。なお、過去に遡って住民税を決定し直す場合、地方税法第17条の5の規定により、税額の増額は3年分（平成28年度から平成30年度まで）、税額の減額は5年分（平成26年度から平成30年度まで）が対象となります。

3. 対象人数および対象税額

(1) 対象人数（実人数）	15人
(2) 税額が増額となるもの	4件 74,100円
(3) 税額が減額となるもの	14件 ▲86,900円
(4) 税額に変更がないもの	1件

※同一人数で複数年にわたり税額が変更となる方がいるため、対象人数と件数は一致しません。

4. 今後の対応

対象となった方々には、個別にこのたびの経緯についてご説明をさせていただき、増額分の納付および減額分の還付に関する手続を進めてまいります。

5. 再発防止について

税法改正の際には、関係機関への照会等により、法解釈、事務処理の万全を期するとともに、職員の専門知識の習熟に努め、法令に基づいた適正な事務処理を行うよう心がけてまいります。

以上